

静岡県告示第433号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年12月17日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

横砂大平山 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	清水区	横砂東町		次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた区域
				136-5 地先の水路敷 1号
			〃	136-5 地先の無番地 2号
			〃	1866-3 3号
			〃	1866-3 4号
			〃	1869-1 5号
			〃	1870-3 6号
			〃	56-1 7号
			〃	51 8号
			〃	49-2 9号
			〃	33-2 地先の道路敷 10号
			〃	56-13 11号
			〃	109-11 12号
			〃	116 13号
〃	129-1 14号			